

# の 紹 介



## 児 童 手 当

**児童手当**は、児童を養育している家庭などにおける生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的に支給される制度です。

### ◆ 支給対象

生まれた日の翌月から15歳到達後最初の3月31日までの間にある児童（中学校修了前の児童）を支給対象とし、養育している方に支給します。なお、支給対象となった日から15日以内に支給の請求をしなければ、支給対象の翌月から支給されない場合もありますのでご注意ください。

### ◆ 支給額（月額）

- ①所得制限限度額（右図）未満の方
- ・ 0歳～3歳未満 **15,000円**
  - ・ 3歳～小学校修了前(第1子・第2子) **10,000円**
  - ・ 3歳～小学校修了前(第3子以降) **15,000円**
  - ・ 中学生 **10,000円**
- ②所得制限限度額（同）以上の方  
児童の年齢に関係なく一律 **5,000円**

### 所得制限限度額の一覧表

扶養親族などの数	所得制限限度額(万円)	収入額の目安(万円)
0人	622.0	833.3
1人	660.0	875.6
2人	698.0	917.8
3人	736.0	960.0
4人	774.0	1002.0
5人	812.0	1042.0

※養育する児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童）のうち、年長者から第1子、第2子・・・と数えます。

◆ **支給期日** 毎年2月、6月、10月にそれぞれ前月分まで支給されます。

これまで所得制限限度額以上の方には児童の年齢に関係なく一律5,000円が支給されていましたが、制度改正により令和4年10月支給分以降は年収1,200万円以上の方は支給対象外となります。

## 障 害 児 福 祉 手 当 ・ 特 別 障 害 者 手 当

**障害児福祉手当**は、精神または身体に重度の障害を有するために、日常生活において常時介護を要する20歳未満の児童に対し、**特別障害者手当**は、精神または身体に著しく重度の障害を有するために、日常生活において常時特別の介護を要する20歳以上の方に対して、その福祉の増進を図ることを目的に支給される制度です。

ただし、障害を理由に年金を受けることのできる児童や、児童福祉施設および障害者施設などに入所している方、3ヶ月以上病院に入院している方などは対象となりません。

### ◆ 支給額（月額）

	～4年3月	4年4月～
障害児福祉手当	<b>14,880円</b>	<b>14,850円</b>
特別障害者手当	<b>27,350円</b>	<b>27,300円</b>

※受給者もしくはその配偶者または扶養義務者の前年の所得が一定の額以上であるときは手当は支給されません。

◆ **支給期日** 2月、5月、8月、11月にそれぞれ前月分まで支給されます。

各手当を受給するには、認定請求書の提出が必要です。受給資格があっても、請求しない限り支給されません。

なお、請求に必要な添付書類は各ご家庭の状況などにより異なりますので、詳細についてはお問い合わせください。